第四十五条の三第一項の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の三第一項において準用する第六項

第四十五条の三第二項の表第百三十六条第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項

第四十五条の三第二項の表第百三十七条第五項及び第六項の項中「及び第六項」を削り、同表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第五項	令第四十五条の三第一項において準用する第五項
	同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の三第一項において準用する第六項

第四十五条の四の表以外の部分中「から第六項まで」を「及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）」に改め、同条の表第百三十六条第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項

第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項

第四十五条の四の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の四において準用する第六項

第四十五条の五の表第百三十六条第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の五において準用する前項

第四十五条の五の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の五において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の五において準用する第六項

第四十五条の六の表以外の部分中「から第六項まで」を「及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）」に改め、同条の表第百三十六条第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項